

令和5年第10回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月25日(月) 開会 午前 9時14分

2. 開催場所 入間市庁舎 C棟 5階 501会議室

3. 出席委員(11人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

4. 欠席委員(1人)

11番 野村雅紀

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第4号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 三木康行 豊泉 隆

岩田 浩 田中 勲 宇津木保男

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

主 幹 河西 多郎

主 事 中島 健人

9. その他の出席者

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第10回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、野村雅紀委員、的場利夫推進委員です。

会期についてお諮りいたします。会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、5番 清水裕司委員、6番 宮岡康光委員、以上2名を指名いたします。

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号、当事者の氏名、筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。担当11番、野村雅紀委員ですが、所用にて欠席のため、代読資料の読み上げを事務局にお願いします。

○事務局

野村委員の案件につきまして、お預かりいたしました原稿がございますので、事務局にて代読いたします。

1番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、991平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、250アール。

9月14日に、耕作状況などを確認してきました。またご本人から直接お話を伺いました。

譲受人である〇〇さんは、〇〇〇〇である、〇〇〇〇〇〇の代表であり、また本人自身も製茶、野菜農家です。

農機具につきましても、軽トラック1台、トラクター1台をレンタルにより確保しております。

今回の申請地につきましては、今まで茶畑として利用しておりましたが、今後は野菜畑として利用する計画となっております。また〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇しており、今後の耕作に支障ないものと考えられます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

以上です。

○議長

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の1番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項についてご説明申し上げます。

事務局代読の野村委員の報告のとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、260アールとなります。

申請地の耕作状況は、今までは管理されていない茶畑でしたが申請時には茶木を伐根、整地された状態となっております。許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われまます。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

事務局代読及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第1号の2番についてご説明申し上げます。

2番、譲受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、7,830平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、218アール。

9月16日に、三木推進委員と別に、現地確認しました。また、9月19日に本人へ電話にてお話をお伺いしました。

譲受人である〇〇さんは、〇〇〇で〇〇〇〇〇の認定を受けている野菜農家であります。

〇〇〇の開発のため、今まで借りていた畑を返さなくてはならなくなり、この土地を求めることにしました。

耕作については、〇〇さん〇〇〇〇〇で耕作予定です。農機具についても、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック1台などを所有しております。

今回の申請地は、雑草の茶畑ですが、譲渡人本人が管理できない状況であるため、今回の許可後に、茶木を抜根し、整地を行った上で、野菜畑として、玉ねぎ、キャベツ、ニンジンなどを作付けする予定です。抜根については、補助金を利用するとのことです。今後の耕作に支障ないものと考えられます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

9月19日に、上原委員とは別に現地を確認しました。

今後は野菜畑として利用するというので、上原委員の説明の通り、特に問題ないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の2番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

上原委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、296アールとなります。

申請地の耕作状況は、今までは管理されていない茶畑ですが、譲受人側から許可後に茶木を伐根するための手配を行っている旨の説明をいただいております。許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

このことから、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。ございませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当7番、上原和子委員、説明を願います。

○農業委員7番（上原和子君）

7番、上原です。議案第1号の3番についてご説明申し上げます。

3番、譲受人、〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,408平方メートル。申請理由、受人は農業経営の規模拡大を図るべく申請する。渡人は要望に応じる。摘要、自、129アール。

9月16日に三木推進委員と別に、耕作状況等を確認してきました。また、ご本人に9月18日に電話にてお話を伺いました。

譲受人である〇〇さんは、〇〇〇で〇〇〇〇をされている方で、〇〇〇では稲作、〇〇〇

と〇〇〇では野菜栽培を行っている農家です。

耕作については、〇〇〇〇〇〇〇と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇で耕作予定です。農機具についても、トラクター2台、そのうち1台は45馬力だそうです。耕運機3台、軽トラック1台、自走式田植え機などを所有しております。

今回の申請地について、現在作付けされていない普通畑ですが、許可後は落花生を作付け予定とのことです。また、この畑の奥には6件の地主がいるので、迷惑のかからないよう車が通行できる場所を確保してくれるようです。通作距離についても、〇〇〇の自宅から15分で来られるとのことで、今後の耕作に支障ないものと考えられます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたら申し上げます。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

9月19日に、上原委員とは別に現地を確認しました。

今後は野菜畑として利用するというので、上原委員の説明の通り、特に問題ないかと思われしますので、よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について事務局に説明を願います。

○事務局

議案第1号の3番は、農業経営規模拡大のための農地の取得でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

上原委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、124アールとなります。

申請地の耕作状況は、肥培管理されている普通畑ですが、許可後は野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われま。

以上、農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当しないことをご報告申し上げます。
以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。
ございませんか。

(ありません。の声)

○議長

なければ質疑終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について、を議題と
いたします。

本議案は、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号、当事者・申請人の氏名、
筆数、面積、申請理由、摘要のみを読み上げるよう願います。

それでは、1番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

議席番号1番の小澤です。

議案第2号の1番についてご説明申し上げます。

農地法第4条の規定による許可申請の意見具申について。

1番、申請人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、287平米。申請理由、申請人は現在使用
している農機具置場が手狭かつ遠方であり、耕作する農地隣接地に設置すべく申請する。摘
要、農機具置場。

申請人から提出された理由書を説明いたします。

転用計画書。私、〇〇〇〇は、主に〇〇〇〇の圃場で栽培・摘採した茶葉から、荒茶製造・
荒茶卸売販売、仕上げ茶製造・仕上げ茶小売販売までを一貫して行っている茶農家であり、
茶栽培以外にも、野菜や穀物等の栽培及び直売を行っているものであります。仕上げ茶及び
茶関連製品の販売や、野菜の直売飲食サービス等は、居住地である〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

○で行っておりますが、農地は市街地であることから、農業用施設は併設しておらず、製茶工場及び主な農業用施設として、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、及び○○○○○○○○を使用しております。また、居住地から既存施設や圃場への移動のため、居住地近くの所有地、○○○○○○○○○○○○○○と、○○○○○○。○○○○○○○○○○に軽トラック、トラクター、ユンボを駐車しておりますが、当該地は基本的には○○○○○○○○のために用意した場所で、農業利用を目的としていないことから、やむを得ず利用している状況であります。居住地や○○○○の圃場から離れていることと、保有する農業用機械等の台数が多く、手狭であることにより、農業機械等の一部を、○○○○の圃場に近い申請地に保管場所の変更をしたく、今回、農地法第4条の規定による許可申請を計画しました。

申請地は令和3年4月に隣接する○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○と一体として耕作するために取得したのですが、他者の住宅に囲まれ、農地として、一体利用するには、不便な地形であり、面積も農地としては狭いことから、農業用機械の保管場所の適用と考えております。既存施設から保管場所を変更する、農業用機械等のリストは別紙の通りで、申請地の利用計画は別紙、土地利用計画図の通りです。

事情をお察しの上、許可くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和5年9月5日、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○。

この件につきまして、9月20日に大室推進委員と別々になりますが、申請地の状況等を確認してきました。

○○さんは製茶業者で、かなりの数の農機具を所有しております。トラックへの農機具の積み降ろし作業の面積としては無駄なく、広すぎず、最適な面積と思われます。申請地は○○東側にありますが、宅地化が進んだ区域であり、また○○○○が所有する、隣接農地用の農機具置場として利用する予定であり、周辺農地の耕作にも支障をきたす場所ではないことなどから、今回の転用許可申請についてやむを得ないものと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武・豊岡北地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

ません。

9月16日に、間野推進委員と申請地の状況等を確認してきました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇の〇〇から南へ200メートル入ったところになります。付近は住宅が建っており、住宅に挟まれたところとなっています。資材置場は全面砂利敷きで、隣接地等の境に土砂流出防止のため、コンクリートブロック3段設置の計画になっています。

周辺農地に影響はなく、特に問題はないかと思われそうですが、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子・豊岡中地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子・豊岡中地区推進委員の間野です。

9月16日、担当の久保田委員と一緒に現地を確認しました。周辺には農地は無い箇所であり、久保田委員の説明のとおり転用はやむを得ないものかと思われそうです。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

許可検討事項の説明に先立ちまして、議案と一緒にお配りしました案内図、あと本日お配りいたしました、議案第3号1番の資料の方も併せてご参照いただければと思いますのでよろしくお願ひします。

議案第3号1番については、資材置場の設置に伴う農地転用許可申請です。

都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

続きまして、農地法第5条許可申請における許可検討事項について説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、周辺の公共施設の状況から第3種農地には該当しません。また、農地の集団性は、10ヘクタールを超える集団農地ではないことから、第2種農地に該当します。

○農業委員 2 番（宮岡幸江君）

はい。

○議長

他にございませんか。よろしいですか。

なければ質疑を終わり採決いたします。許可することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。

本件は許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第 4 号 農用地利用集積計画の策定に係る農業委員会の意見決定について、
を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、案件の番号ごとに、当事者・借受人
の氏名、筆数、面積、利用権種類のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1 番を議題といたしますが、1 番及び 2 番の議題は借受人が同一の議題でござ
いますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、議案第 4 号の 1 番及び 2 番を一括議題といたします。

担当 10 番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

10 番、久保田です。

1 番並びに 2 番についてご説明申し上げます。

1 番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1 筆。面積、3，185 平方メートル。

続きまして、2 番、借受人、〇〇〇〇。筆数、4 筆。合計面積、5，598 平方メートル。

利用権種類、使用貸借権。

9 月 16 日に間野推進委員と、耕作状況等を確認してきました。

畑はすべて茶畑で、良く管理されておりました。〇〇〇〇さんは〇〇〇も所有する、〇〇
〇の専業農家です。〇〇さんを中心に農業に励み、所有する農地については、肥培管理等良
くされており、所有する農機具についても、1.5 トンのトラック、軽トラック、乗用茶摘

採機、防除機等、必要なものが一式そろっています。

利用権の設定に問題はないかと思われませんが、よろしくご審査くださるようお願いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子・豊岡中地区推進委員として補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子・豊岡中地区推進委員の間野です。

9月16日、担当の久保田委員と一緒に現地を確認しました。現地は茶畑として適正に管理されており、久保田委員の説明のとおり利用権の更新に支障ないかと思われます。よろしくお願ひします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第4号の1番並びに2番は、使用貸借権による利用権更新の申出でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。令和5年4月1日に施行された農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、市町村が定める農用地利用集積計画は、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が定める農用地利用集積等促進計画に統合されましたが、令和7年3月31日までの2年間は経過措置により今までとおりの利用権設定が可能となっております。今回はその経過措置による利用権設定となります。

久保田委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は180アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたしますが、3番及び4番の議題は、借受人が同一の議題でございますので、一括審議とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、議案第4号の3番及び4番を一括議題といたします。

それでは、担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番(清水昇君)

3番、清水です。議案第4号の3番並びに4番について一括してご説明を申し上げます。

3番、借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、2,589平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

4番、借受人、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,594平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

9月18日に、宇津木推進委員と一緒に耕作状況などを確認してきました。

〇〇さんは、二本木地区を中心にお茶を栽培する製茶農家です。耕作は〇〇〇〇で行っております。今回は利用権期間の満了に伴う2箇所の更新の申請と1箇所新規の申請となっております。今回の申請地は茶畑として利用する予定です。

市内で自作、借入地含め1.4ヘクタール強耕作しており、また農機具も耕運機1台、茶刈機1台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われませんが、ご審議の程よろしく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございませ

たらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

9月18日、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。現地は茶畑として適正に管理されており、清水委員の説明のとおり利用権設定並びに更新に支障ないかと思われま。よろしくお願ひします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願ひます。

○事務局

議案第4号の3番並びに4番は、使用貸借権による利用権の新規並びに更新の申出でございます。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は158アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に5番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員ですが、所用にて欠席のため、代読資料の読み上げを事務局に

お願いします。

○事務局

野村委員から原稿の方をお預かりしておりますので、事務局にて代読いたします。

議案第4号の5番についてご説明を申し上げます。

5番、借受人、〇〇〇〇。筆数、2筆。合計面積、3,966平方メートル。利用権種類、賃貸借権。

9月14日に、的場推進委員と一緒に耕作状況などを確認し、また〇〇さんから電話にて、お話を伺いました。

〇〇さんについては、先程上原委員が農地法第3条申請で説明された方と同一であり、〇〇にて〇〇〇〇〇の認定を受けている野菜農家です。農業経験は13年あるとの事です。農作業従事者数は〇〇〇〇〇〇〇〇との事でした。農機具についても、トラクター2台、耕運機1台、軽トラック1台などを所有しております。申請地は、以前は農地パトロールにもかかることのある農地でしたが、今後は野菜畑として利用する予定です。

的場推進委員からも、耕作に支障が無い旨のお話を伺っておりますので併せてご報告申し上げます。説明は以上でございます。

○議長

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の5番につきましては、使用貸借権による利用権の新規の申出でございます。

事務局にて代読の説明のとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は257アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上でございます。

○議長

事務局代読及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

次に、6番を議題といたします。担当3番、清水昇委員、説明を願います。

○農業委員3番（清水昇君）

3番、清水です。議案第4号の6番についてご説明を申し上げます。

6番、借受人、有限会社〇〇〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、4,009平方メートル。利用権種類、使用貸借権。

9月18日に、宇津木推進委員と一緒に耕作状況などを確認してきました。

有限会社〇〇〇〇〇〇は、〇〇〇〇〇を中心に市内外において、野菜全般を栽培する農業法人です。耕作は〇〇〇〇で行っております。今回は利用権期間の満了に伴う更新申請となり、今回の申請地は引き続き野菜畑として利用する予定です。

市内で借入地を4.4ヘクタール耕作しており、また農機具も耕運機3台、トラクター3台、軽トラック2台、普通トラック2台、コンバイン2台などを必要なものを所有しており、今後の耕作は支障ないかと思われます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。

次に宇津木保男委員、宮寺・二本木地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（宇津木保男君）

宮寺・二本木地区推進委員の宇津木です。

9月18日、担当の清水委員と一緒に現地を確認しました。現地は野菜畑として適正に管理されており、清水委員の説明のとおり利用権更新に支障ないかと思われます。よろしくお願ひします。

○議長

続いて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における要件具備の検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

議案第4号の6番は、使用貸借権による利用権更新の申出でございます。

清水委員にご説明いただきましたとおり、農業経営の見込みが立ち、入間市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に定める条件に合致するとともに、借受人の申請地を含めた現在の経営面積は446アールであり、その農地をすべて耕作しております。

また、農作業従事日数は150日以上であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることをご報告申し上げます。以上でございます。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、利用権の設定であり、基本的構想における要件が具備されているものと認められますので、承認することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認め、利用権の設定を行うことについて、承認することに決定いたしました。

続いて、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について、を議題といたします。

本議案では、各担当委員による議案書の読み上げは、当事者・相続人の氏名、筆数、合計面積のみを読み上げるようお願いします。

それでは、1番を議題といたします。

担当1番、小澤正幸委員、説明を願います。

○農業委員1番（小澤正幸君）

議席番号1番、小澤です。

議案第5号の1番について、ご説明申し上げます。

1番、相続人氏名、〇〇〇〇。筆数、1筆。面積、1,373平方メートル。

9月16日に、大室推進委員と別々になりますが、現地確認を行いました。また、〇〇さんのご家族、奥様からも電話にて話を伺って参りました。

現地は、〇〇〇〇〇〇〇〇の畑です。畑の状況は、個人的な印象になりますが、まず、しっかりと除草がされている状態。それから夏野菜が栽培されております。

電話での話の内容は、年間を通して、四季の旬の野菜を栽培・出荷する予定とのことを伺いました。

相続人の〇〇〇〇さんは現在〇〇〇ですが、〇〇〇〇〇〇〇が耕作をサポートするとのことです。

〇〇さんの所有農地は申請地のみですが、野菜畑として適切に利用しており、耕作は〇〇〇〇〇〇の〇〇で行っており、農機具についても、ミニ耕運機1台、軽トラック1台など必要なものを所有しており、特に問題はないかと思えます。

現地の耕作の状況や農機具の所有状況から、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うにあたり、特段問題はないと思われそうですが、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、大室芳子委員、西武・豊岡北地区推進委員として、補足説明、ご意見等ございましたらお願いいたします。

○農地利用最適化推進委員（大室芳子君）

西武・豊岡北地区推進委員の大室です。

9月19日に、担当の小澤委員とは別々に現地を確認いたしました。

該当農地は適切に管理、耕作されていることから、小澤委員の説明のとおり証明に特段差し障りはないと思われそうです。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

担当委員等の説明がありましたが、今後も引き続き農業経営を行う者と認められますので、適格者として認めることについて、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

○議長

ご異議ないものと認め、適格者であることの証明を行うことに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については3件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については6件。

それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同

規程第5条により報告第1号、第2号及び第3号のとおり報告がありました。

これで付議された議案は、すべて終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会 午前10時03分